

# 企業立地促進法基本計画同意地区(胎内市)における特例措置及び規制緩和

胎内市は、産業集積と企業誘致を促進するため、平成25年4月1日に企業立地促進法に基づく基本計画の同意を国から受けております。

「基本計画」に基づいた内容で工場等の立地や事業の高度化を行う事業者で、「企業立地計画等」の承認を受けた場合、一定の要件の下で、次の特例措置を受けることができます。

|        |            |   |
|--------|------------|---|
| 特例措置内容 | 特別償却制度     | 法人税(国税)の特別償却の上乗せができます。<br>償却率 機械装置15% 建物等8% |
|        | 不動産取得税(県税) | 事業用地、建物等について、不動産取得税が免除されます。                 |
|        | 融資制度       | 日本政策金融公庫による低利融資制度があります。                     |

| 胎内市の対象業種 | 日本標準産業分類上の業種   |  |  | 設備要件 |
|----------|--|--|--|------|
|          | 業種コード  | 中分類業種  | 特記事項   |      |
|          | 09   | 食料品製造業   |  | 第2項  |
|          | 10   | 飲料・たばこ・飼料製造業   | 102酒類製造業、105たばこ製造業、及び106飼料・有機質肥料製造業を除く           | 第2項  |
|          | 11   | 繊維工業   |  | 第1項  |
|          | 16   | 化学工業   | 161化学肥料製造業、166医薬品製造業及び167化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業を除く | 第1項  |
|          | 18   | プラスチック製品製造業  |  | 第2項  |
|          | 24   | 金属製品製造業  |  | 第1項  |
|          | 25   | はん用機械器具製造業   |  | 第1項  |
|          | 26   | 生産用機械器具製造業   |  | 第1項  |
|          | 27   | 業務用機械器具製造業   |  | 第1項  |
|          | 28   | 電子部品・デバイス・電子回路製造業  |  | 第1項  |
|          | 29   | 電気機械器具製造業  |  | 第1項  |
|          | 30   | 情報通信機械器具製造業  |  | 第1項  |
|          | 31   | 輸送用機械器具製造業   | 313船舶製造・修理業、船舶機関製造業を除く                           | 第1項  |
|          | 44   | 道路貨物運輸業  | 税制対象外の対象業種                                       |      |
| 設備要件の概要  | 第1項  | ①機械装置は、1台又は1基の取得価格が1千万円以上かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上<br>②建物等は取得価格の合計が5億円以上<br>③企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための施設であり、事業の高度化に資する設備   |  |      |
|          | 第2項  | ①機械装置は、1台又は1基の取得価格が5百万円以上かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が4千万円以上<br>②建物等は取得価格の合計が5千万円以上<br>③企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための施設であり、事業の高度化に資する設備 |  |      |
|          | ※事業の高度化に資する設備(次の①、②いずれかを満たすこと)<br>①新製品・新商品の開発、製造又は取り扱うための設備<br>②生産性を向上させるための設備 |  |  |      |

## 胎内市の条例による工場立地法(緑地及び環境施設割合)の規制緩和

| 区分   | 区域の範囲                 | 敷地面積に対する緑地の面積割合 | 敷地面積に対する環境施設的面積割合 |
|------|-----------------------|-----------------|-------------------|
| 甲種区域 | 黒川南工業団地<br>坂井工業団地     | 15%以上           | 20%以上             |
| 乙種区域 | 新潟中条中核工業団地<br>(鴻ノ巣地区) | 10%以上           | 15%以上             |
| その他  | 上記以外                  | 20%以上           | 25%以上             |

※新潟中条中核工業団地の笹口浜地区においては、工業団地特例が適用されているため、緑地等に関する設置義務がありません。